

令和4年9月前期定例会議事録

- ・開催日時 令和4年9月6日（火曜日） 13時58分～17時02分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 （委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 土井人事主幹
森岡人事主幹 宮崎係長 山下主査 萩原主事

○議事事項

1 令和4年8月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

令和4年9月定例県議会に提案された条例（案）について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

I 乙第54号議案 佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等を整備する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 職員の定年年齢を65歳と改めるとともに、その経過措置として、現行の定年である60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げる。
(第3条、附則第3項～第4項関係)
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入し、管理職手当支給対象の職及びこれに準ずる職の勤務上限年齢を原則60歳とし、当該年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に当該職以外の職への降任等を行うこととする。（第5条～第10条関係）
- (3) 定年前再任用短時間勤務制を導入し、60歳に達した日以後に退職した者等を採用することができることとする。（第11条関係）
- (4) 必要な経過措置を置くこととした。

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、一部（職員への情報提供等に係る規定）は公布の日から施行。

4 検討内容

- 今回の改正は、昨年6月に国家公務員法等の一部が改正され、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、地方公務員においても国家公務員の措置に準じるよう地方公務員法が改正されたことを踏まえたものである。
- 地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。
- また、昨年の人事委員会報告・勧告の中で、
 - ・ 本県においても、国家公務員と同様に定年を段階的に65歳に引き上げる必要があること
 - ・ 改正後の地方公務員法で新設された管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制等の諸制度についても併せて導入していく必要があることについて言及しているが、今回の改正は、人事委員会報告の内容を踏まえたものとなっている。
- 以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

II 乙第55号議案 佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(案)

1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年引上げに係る定年前再任用短時間勤務制の導入等により、関係条例の規定を整備する必要があるため。

2 改正の内容

以下の条例において、再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加える等の整備を行う。

- (1) 職員の分限に関する条例
- (2) 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例
- (3) 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

- (6) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例
- (7) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (8) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例
- (9) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (10) 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (11) 職員の修学部分休業に関する条例
- (12) 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例

3 施行期日

令和5年4月1日

4 検討内容

地方公務員法の改正にともない、令和5年4月1日より現行の再任用制度が廃止されることとなり併せて定年前再任用短時間勤務制が新設されることとなった。

本県においても、地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年等に関する条例を改正することとし、現行の再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入を行うこととしている。

今回の条例(案)は、上記改正に伴う規定の整備を行うものとなっている。

以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

III 乙第56号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年が引き上げられることに伴い、60歳を超えて勤務する職員の給料に関する特例を講ずる必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後最初の4月1日以降に適用される給料月額に7割を乗じて得た額とする。(附則第9項関係)
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制に伴う降任をされた職員で、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に受ける給料が降任をされる前の給料の7割に達しない職員には、その差額を給料(調整額)として支給することとする。(附則第11項関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 検討内容

- 今回の改正は、昨年6月に国家公務員法等の一部が改正され、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、地方公務員においても国家公務員の措置に準じるよう地方公務員法が改正されたことを踏まえたものである。
- 地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。
- また、国においては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給与について、当分の間、給料月額7割にするとされている。
- これを踏まえ、昨年の人事委員会報告・勧告の中で、本県においても、地方公務員法で定める均衡の原則に従い、国に準じた措置を講じる必要があることについて言及しているが、今回の改正は、人事委員会報告の内容を踏まえたものとなっている。
- 以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

IV 乙第57号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年が引き上げられることに伴い、60歳を超える職員の退職手当に関する特例を講ずる必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額については、定年退職の場合と同様の支給率とする。(附則第18項及び第19項)
- (2) 60歳を超える職員の給料月額7割措置は、ピーク時特例の対象とする。(附則第21項)

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし一部については、公布の日又は令和4年10月1日

4 検討内容

職員に支給される退職手当は、退職時の給料月額に支給率を乗じて算出することを基本としている。支給率は、勤続期間1年＝1月を基本に、年数や退職事由に応じた割増・割落としがなされるものである。

今般、地方公務員法の改正により、地方公務員の定年が延長されたことに伴い、本県においても関係条例を改正することで、60歳に達した年度末以降の給料月額が7割水準とすることとされている。

今回の条例改正は、定年延長の対象職員に支給される退職手当の算定の基礎としている給料月額及び支給率が、それぞれ現行の定年退職に比べて不利にならないよう、一定の措置を講ずるものとなっていることから、異議ないものと認められる。

V 乙第58号議案 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律」等の改正を踏まえ、非常勤職員（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員）の育児休業の取得要件を緩和等するもの。

2 内容

- (1) 子の出生後8週間以内の育児休業(いわゆる産後パパ育休)の取得要件の緩和(第2条関係)
- (2) 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化(第2条の3、第2条の4関係)

3 施行期日

令和4年10月1日

4 検討内容

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和及び職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等については、国家公務員においても同様に人事院規則が改正されたこと、及び令和3年10月の本委員会報告で「本県においても、常勤職員や国の非常勤職員との均衡に留意し、検討の必要があること」に言及されたことを踏まえ、改正を行うものである。

以上のことから、異議ないものと認められる。

VI 乙第59号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

令和3年人事委員会報告を踏まえ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として、職員の育児参加のための配偶者出産時育児休暇の対象期間を拡大するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要がある。

2 内容

配偶者出産時育児休暇について、対象期間を次のとおり拡大する。

○改正前：出産の日後8週間を経過する日まで

○改正後：出産の日以後1年を経過する日まで

3 施行期日

令和4年10月1日

4 検討内容

職員の育児参加のための配偶者出産時育児休暇については、国家公務員において育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで(現行産後8週間を経過する日まで)に拡大すること、及び令和3年10月の本委員会報告で国に準じた制度の導入の検討の必要について言及されたことを踏まえ、対象期間を出産の日以後1年を経過する日まで(現行出産の日後8週間を経過する日まで)に拡大するものである。

以上のことから、異議ないものと認められる。

VII 乙第62号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県公立学校職員等の定年が引き上げられることに伴い、60歳を超えて勤務する職員の給料に関する特例を講ずる等の必要があるため。

2 改正の内容

(1) 佐賀県公立学校職員給与条例について、以下の規定を設ける。

ア 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後最初の4月1日以降に適用される給料月額に7割を乗じて得た額とする。(附則第17項関係)

イ 管理監督職勤務上限年齢制に伴う降任をされた職員で、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に受ける給料が、降任をされる前の給料の7割に達しない職員には、その差額を給料（調整額）として支給することとする（附則第19項関係）

(2) 次の条例について、地方公務員法の引用条項を改正する。

ア 佐賀県公立学校職員給与条例

イ 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例

ウ 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例

エ 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例

オ 佐賀県義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例

(3) (2)のウ～オの条例について、これらの算定基礎となる給料月額
は(1)のイの差額等を加算した額とする。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 検討内容

- 今回の改正は、昨年6月に国家公務員法等の一部が改正され、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、地方公務員においても国家公務員の措置に準じるよう地方公務員法が改正されたことを踏まえたものである。
- 地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。
- また、国においては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給与について、当分の間、給料月額の7割にするとされている。
- これを踏まえ、昨年の人事委員会報告・勧告の中で、本県においても、地方公務員法で定める均衡の原則に従い、国に準じた措置を講じる必要があることについて言及しているが、今回の改正は、人事委員会報告の内容を踏まえたものとなっている。
- また、産業教育手当、定時制通信教育手当、教職調整額の算定は、給料月額を基礎としているが、管理監督職勤務上限年齢制により役降りした職員の給料月額については、改正給与条例附則第11条の規定により、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に受ける給料が降任をされる前の給料の7割に達しない職員には、その差額を給料（調整額）として支給することとされている。
- これを踏まえ、給料月額に支給率を乗じて算定する産業教育手当、定時制通信教育手当、教職調整額の算定基礎となる給料月額について、調整額を含めた額としている。

- 当該手当等の算定の基礎について、給料の調整額については、「定年引上げに伴う義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しの方向性について」(文部科学省初等中等教育局財務課(令和4年3月30日付事務連絡))により、給料月額に調整額を含めることを想定していることとされている。
- また、産業教育手当及び定時制通信教育手当についても、「定年引上げに伴う公立高等学校、幼稚園等における教職員給与について」(文部科学省初等中等教育局財務課(令和4年3月30日付事務連絡))において、調整額を含めた額を給料月額とすることについて検討することとされており、手当算定の考え方から、調整額を含むことは、異議ないものと考えられる。
- なお、他都道府県の検討状況を見ると、調整額を算定に含めるとしている団体は、教職調整額について45団体、産業教育手当について32団体、定時制通信教育手当について32団体となっており、他の都道府県との均衡の面からも、異議ないものと考えられる。
- 以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

Ⅷ 乙第63号議案 佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

佐賀県職員の定年引上げに伴う関係条例の整備を踏まえ、佐賀県市町立学校県費負担教職員に係る関係条例の規定を整備する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例について、地方公務員法の引用条項を改正することとした。(第1条関係)
- (2) 佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例について、既に実効性を喪失した項を削除することとした。(第2条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日

4 検討内容

- 今回の改正は、昨年6月に国家公務員法等の一部が改正され、国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、地方公務員においても国家公務員の措置に準じるよう地方公務員法が改正されたことを踏まえたものである。
- 佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年及び退職手当に係る規定は、いずれも佐賀県立学校職員の例によることとされており、佐賀県職員の定年等に関する条例及び佐賀県職員の退職手当に関する条例の改正をもって、今般の定年引上げに係る改正が、佐賀県市町立学校教職員にも適用されることとなる。
- 以上のことから、今回の改正内容は適当であり、異議ないものと考えられる。

3 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

○報告事項

1 職員の給与等に関する報告資料の概要について

令和4年職員給与実態調査及び令和4年職種別民間給与実態調査等の概要について、事務局から報告した。

2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見について

各任命権者から回答があった「職員の給与等に関する勧告及び報告に対する意見等について」の内容を、事務局から報告した。

3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「2022年秋季要請書」並びに佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で提出された「2022人事委員会勧告に向けた要求書」について、その内容を事務局から報告した。

4 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会、公務労組連絡会等から全国人事委

員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会会長の回答内容について、事務局から報告した。

5 令和4年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について

標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

6 令和4年度佐賀県職員採用試験〔短期大学卒業程度・高等学校卒業程度〕の申込状況について

標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

7 分限処分について

令和4年9月1日付けで佐賀県警察本部長が行った分限処分について、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について